

# 水道メーター(φ40, 50)修繕業務(単価契約)仕様書

令和7年度

1. 本仕様書は、明石市水道局が行う水道メーター(φ40, 50)修繕業務(単価契約)に適用する。
2. メーターは、次の法令、その他関連する関係法規並びに適用規格等による。
- (1) 計量法(平成4年法律第51号(改正令和4年6月17日)。以下「法」という。)及び特定計量器検定検査規則(平成5年10月26日通商産業省令第70号(改正令和5年7月24日))とする。
- (2) 水道法施行令(昭和32年12月12日政令第336号(改正令和4年5月27日))に定める厚生労働省令(平成9年3月19日省令第14号(改正令和2年3月25日))「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定める基準に適合しなければならない。
- (3) 日本工業規格及びその引用規格(最新版を適用する。)
- JIS B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター 第1部: 一般仕様)
- JIS B 8570-2 (水道メーター及び温水メーター 第2部: 取引又は証明用)
- JIS B 7554 (電磁流量計)
- (4) その他関連する法令等
3. 前項の法令及び規則に改正があった場合は、その改正事項の確認並びに取扱について本市と協議すること。
4. 修繕前メーターの受領及び、修繕後メーターの納入は、本市が指定した日時で行うものとし、その日時等は厳守すること。
5. メーターの修繕の予定個数は、下記のとおりである。

令和7年度計画

| 口径(*) | 修繕予定個数 |
|-------|--------|
| 40 mm | 15     |
| 50 mm | 120    |

\*「口径」とは、接続する給水管の呼び口径をいう。

6. 修繕するメーター種類は、下記のとおりとする。

| 口径              | 種類                              | 全長(mm)          | 指針表示形態          | 分類  | 接続ネジ・フランジ |
|-----------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----|-----------|
| 40 mm           | たて型軸流羽根車湿式円読から<br>たて型軸流羽根車乾式に修繕 | 245             | アナログ、デ<br>ジタル併用 | 流速式 | 上水ネジ      |
| 50 mm<br>(はん用型) | たて型軸流羽根車湿式円読から<br>たて型軸流羽根車乾式に修繕 | 560<br>(本体 245) | アナログ、デ<br>ジタル併用 | 流速式 | 上水フランジ    |

7. 計量特性

$Q3/Q1=100$

単位:  $m^3/h$

| 口 径         | 40 mm | 50 mm |
|-------------|-------|-------|
| 定格最小流量: Q1  | 0.16  | 0.4   |
| 転 移 流 量: Q2 | 0.256 | 0.64  |
| 定格最大流量: Q3  | 16    | 40    |
| 限 界 流 量: Q4 | 20    | 50    |

8. 修繕する製造メーカーは、下記のとおりとする。

- (1) 愛知時計電機株式会社
- (2) 株式会社金門製作所(アズビル金門株式会社)

- (3) 株式会社阪神計器製作所
  - (4) リコーエレメックス株式会社
  - (5) 柏原計器工業株式会社
  - (6) 東洋計器株式会社
  - (7) 大阪機工株式会社（大豊機工株式会社）
  - (8) 明治時計株式会社
  - (9) 株式会社ニッコク
9. 修繕回数は、月 1 回（年間 12 回）を標準とし、納期は、それぞれ 30 日以内とする。また、メーター在庫数が検満取替や異常気象等の事情により不足する場合には、別途納期を指定する場合がある。
10. 修繕後メーターは法令に定める全ての基準に適合し、かつ検定検査に合格したもので、下記の条件を満たすものであること。
- (1) 計測範囲内のどの流量においても計量が正確であること。
  - (2) 微小流量に対しても敏感に計測できるメーター感度を有していること。
  - (3) 広範な水使用に適應できるように、器差内で測定できる流量範囲が広く、器差変動が少ないこと。
  - (4) 長期にわたる計量精度、感度等の諸性能を維持できる耐久性に富んでいること。
11. 前項各号の基本性能の向上を図るため、メーター設計の変更を行う場合は、必ず本市と協議のうえ、その承認を受けること。
12. 同品種のメーター部品は、互換性があり、均一な材料で製作すること。
13. メーター本体には、修繕業者ではなく、製造会社の商号又は商標を浮き出させること。
14. メーターの番号は、本市が指示する番号を、蓋表面番号と上ケースの位置に刻印を鮮明に打刻すること。また、本市が修繕前のメーター番号の打刻を指示した場合はそれに従うものとする。なお、メーター番号の前には明石市水道局マークを刻印すること。
15. 口径 40 mm 以上のメーター上蓋には納入メーカーの称号又は商標を明示すること。
16. メーター上蓋の色は、社団法人日本塗料工業会の色標番号「A69-50T」、またはその類似色とする。
17. 表示部には、納入メーカーの商号又は商標を明示すること。また、数字（ $\text{m}^3$ ：単位）は、黒地に白色とすること。
18. 修繕前メーターの外部に傷がある場合は、その部分を研磨して補修材をもって補修すること。
19. 口径 40 mm のエア抜き付メーターの上部は、エア抜きなし上部に取替すること。
20. メーターの外表面塗装は、無塗装とし、鉛の浸出等に関する基準に適合するように対応し、酸化や錆等の防止措置を施すこと。
21. メーター内面塗装については、鉛の浸出等に関する基準に適合するよう対応すること。
22. メーターの検定証印又は基準適合証印は、次のいずれかとする。
- (1) 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
  - (2) 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印（(3)によるものを除く）
  - (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた基準適合証印<シール>（平成 13 年独立行政法人産業技術総合研究所公告第 30 号による）
23. 修繕したメーターは、外部を除いて全て新品であること。
24. 検定不合格で外部の損傷が激しいため、廃棄する必要があるメーターが発生した場合は、速やかに本市に連絡し、その指示に従うこと。
25. メーター納入は、取付ネジ部にキャップを取り付けた状態で、口径 40 mm 以下はメーター番号順に整理して、プラスチック製収納箱に納めて納入し、口径 50 mm はそのまま納入すること。

26. メーターの納入運搬は、衝撃を与えないよう注意し、又、取付ネジ山を損傷させないように充分注意すること。

27. 口径毎の1箱当りの収納数は、下記のとおりとする。

| 口径    | 個数 |
|-------|----|
| 40 mm | 5  |

28. メーターの納入場所は、次のとおりとする。

所在地 明石市大道町1丁目11番1号

事業所名 明石市水道サービスセンター内 水道メーター検査場

29. メーター納入時に、水道メーター検査合格証明書を2部提出すること。

30. メーター納入時に、別紙で指定する形式の電子納品データを送品すること。

31. メーター接続のパッキンとして、材質を合成ゴム(NBR)、JIS K 6353 水道用ゴムⅢ類硬度(HS) 80相当のものを、メーター1台あたり2枚、メーターとあわせて送品すること。口径50mmについては、取付けに必要な SUS ボルト・ナット(SUS304/M16×65L)を修繕メーター1台あたり8個、メーターとあわせて送品すること。

32. メーター納入後は、速やかに修繕個数と契約単価との積算額を請求すること。

33. 納入メーターを給水装置に設置して、1年以内に故障等の不都合が発生した場合は、その原因分析及び取替のため、調査改善を指示する場合がある。なお、これに要する費用は、全て納入業者の負担とする。

34. 本修繕業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

35. 令和7年度における新品メーター購入価格が、今回契約修繕単価を下回った場合は、今回契約単価について協議するものとする。

36. その他明石市水道条例、同施行規程等関係規定を遵守すること。

37. 疑義があるときは、入札前に協議解決し、決定後の異議は一切認めない。本仕様書その他に疑義が生じた場合は、全て本市の解釈によるものとする。

38. 受領したメーターのうち本市が別に指定するメーター番号については修繕不要につき分別し返却すること。

以 上

【別紙】電子納品データ形式 （仕様書 30. 関係）

ファイル名 ：任意

ファイル形式：Excel 形式又は CSV 形式

| No. | 項目名    | データ型 | 桁数 | フォーマット      | 編集内容                         |
|-----|--------|------|----|-------------|------------------------------|
| 1   | 納品区分   | 数値   | 1  | 9           | 1 （修理品）                      |
| 2   | 口径     | 数値   | 3  | 999         | 口径を編集                        |
| 3   | メーター番号 | 数値   | 8  | 前ゼロなし       | メーター番号を編集                    |
| 4   | メーカー   | 数値   | 2  | 99          | （空白）                         |
| 5   | 口径種別   | 文字列  | 1  | X           | （空白）                         |
| 6   | 桁      | 数値   | 1  | 9           | （空白）                         |
| 7   | 材質     | 数値   | 1  | 9           | （空白）                         |
| 8   | 単価     | 数値   | 6  | 999999      | （空白）                         |
| 9   | 形式     | 数値   | 2  | 99          | （空白）                         |
| 10  | 規格     | 数値   | 1  | 9           | （空白）                         |
| 11  | 検満年月日  | 数値   | 6  | 西暦 YYYYMM   | 検満年月を編集                      |
| 12  | 購入年月   | 数値   | 6  | 西暦 YYYYMM   | （空白）                         |
| 13  | 指針     | 数値   | 8  | 99999999    | 納品時指示数を整数で編集（1<br>m³未満は切り上げ） |
| 14  | 備考     | 文字列  | 80 |             | （空白）                         |
| 15  | 形式     | 数値   | 1  | 9           | （空白）                         |
| 16  | 修理メーカー | 数値   | 2  | 99          | ※                            |
| 17  | 修理年月日  | 数値   | 8  | 西暦 YYYYMMDD | 修理年月日を編集（検査日で可）              |

※「修理メーカー」について：委託業者決定後に本市の指定するコードを通知する。

## 業 務 費 内 訳 書

件名 水道メーター(φ40,50)修繕業務（単価契約）

| 口径（mm） | 予定個数（個） | 単 価（円） | 小 計（円） |
|--------|---------|--------|--------|
| 40     | 15      |        |        |
| 50     | 120     |        |        |
| 合 計    |         |        |        |

※ 合計額が入札書と一致しているか確認してください。一致しない場合や上記内訳表内の計算が一致しない場合、無効となります。

※ 契約予定者となった場合、上記の単価が契約単価となります。